

行政院及所屬各機關出國報告

(出國類別：專題研究)

日本農產品關稅配額制度與管理措施

出國人 服務機關：行政院
職稱：參議
姓名：戴德芳

出國地區：日本
出國期間：90年6月26日至90年8月20日
報告日期：91年12月01日

F4/
CO9100695

系統識別號:C09100695

公務出國報告提要

頁數: 32 含附件: 是

報告名稱:

日本農產品關稅配額制度與管理措施

主辦機關:

行政院人事行政局

聯絡人/電話:

/

出國人員:

戴德芳 行政院 參議

出國類別: 研究

出國地區: 日本

出國期間: 民國 90 年 06 月 26 日 -民國 90 年 08 月 20 日

報告日期: 民國 91 年 12 月 01 日

分類號/目: F4/農產品產銷 D5/關務

關鍵詞: 農產品,關稅,配額制度

內容摘要: 我國於91年1月1日正式成為世界貿易組織(WTO)會員，入會後，我農產品之各項貿易管理措施必須遵守相關國際規範及履行入會談判之承諾，其中花生等22項農產品將採關稅配額管理。由於我國過去並無實施關稅配額之經驗，且該項管理為未來國內農業發展重要的保護措施之一，因此，如何配合國內產業特性及發展需求，有效靈活運用及管理關稅配額制度，為未來農業部門十分重要的課題。日本為典型的小農國家，其農業生產環境與面臨的挑戰與我國雷同，且日本對進口農產品實施關稅配額制度已有40餘年經驗，對關稅配額制度之法源、主管機關、核配方式、申請方式及核發等事項，均有詳實規範。在實務操作上，則依據產品國內生產、需求、產品特性等情形，訂定不同之配額分配方法及管理措施，甚至將自由化前所採行之各種非關稅措施，如限制配額使用地區或用途、限制配額申請人資格、搭配採購或使用國產品規定等，靈活地、巧妙地融入農產品關稅配額管理制度之中，以達到減緩自由化對國內農業之衝擊程度。日本農產品關稅配額制度之規劃及管理措施，頗值得國內相關單位研擬及執行農產品關稅配額管理措施之參考。

本文電子檔已上傳至出國報告資訊網

摘 要

我國於 91 年 1 月 1 日正式成為世界貿易組織(WTO)會員，入會後，我農產品之各項貿易管理措施必須遵守相關國際規範及履行入會談判之承諾，其中花生等 22 項農產品將採關稅配額管理。由於我國過去並無實施關稅配額之經驗，且該項管理為未來國內農業發展重要的保護措施之一，因此，如何配合國內產業特性及發展需求，有效靈活運用及管理關稅配額制度，為未來農業部門十分重要的課題。

日本為典型的小農國家，其農業生產環境與面臨的挑戰與我國雷同，且日本對進口農產品實施關稅配額制度已有 40 餘年經驗，對關稅配額制度之法源、主管機關、核配方式、申請方式及核發等事項，均有詳實規範。在實務操作上，則依據產品國內生產、需求、產品特性等情形，訂定不同之配額分配方法及管理措施，甚至將自由化前所採行之各種非關稅措施，如限制配額使用地區或用途、限制配額申請人資格、搭配採購或使用國產品規定等，靈活地、巧妙地融入農產品關稅配額管理制度之中，以達到減緩自由化對國內農業之衝擊程度。日本農產品關稅配額制度之規劃及管理措施，頗值得國內相關單位研擬及執行農產品關稅配額管理措施之參考。

日本農產品關稅配額制度與管理措施

目 錄

壹、研究目的	1
貳、研究過程	1
參、研究心得	2
一、日本農產品進口配額管理制度	2
二、日本農產品關稅配額制度	9
肆、結論與建議	25
伍、附件	29
一、2000 年度鳳梨罐頭關稅配額管理措施規定	29
二、2000 年度上期及下期豆類(綠豆、蠶豆、大豆及落花生除外) 關稅配額管理措施規定	29
三、2000 年度上期及下期落花生關稅配額管理 措施規定	29

日本農產品關稅配額制度與管理措施

壹、研究目的

我國於 91 年 1 月 1 日正式成為世界貿易組織(WTO)會員，入會後，我農產品之各項貿易管理措施必須遵守相關國際規範及履行入會談判之承諾，農產品市場將更為開放。我國原有 43 種農產品採取管制進口或限制地區進口的非關稅措施，因與 WTO 自由化相關規範不符，故必須加以調整，其中除稻米將採限量進口的特殊處理方式外，其餘產品則依產業之重要性，分別採取關稅配額措施或開放自由進口。由於我國過去並無實施關稅配額之經驗，且該項管理為未來國內農業發展重要的保護措施之一，因此，如何配合國內產業特性及發展需求，有效靈活運用及管理關稅配額制度，為未來農業部門十分重要的課題。

日本為典型的小農國家，其農業生產環境與面臨的挑戰與我國雷同，且日本對進口農產品實施關稅配額制度已有 40 餘年經驗，對關稅配額制度之法源、主管機關、核配方式、申請方式及核發等事項，均有詳實規範。本專題研究主要目的，係為瞭解日本農產品關稅配額制度的內容，及其相關管理措施與實務運作情形，俾供國內相關單位研擬及執行農產品關稅配額管理措施之參考。

貳、研究過程

專題研究人員於 2001 年 6 月 26 日搭乘中華航空 CI110 班機自中正機場啟程赴日本，預定進行為期 3 個月(2001.6.26~2001.9.25)「日本農產品關稅配額制度與管理措施」之專題研究。專題研究人員原預定於同年 6 月 27 日至 9 月 4 日在九州大學大學院農學研究院農業資源經濟學部門接受甲斐諭教授、福田晉副教授等，就前述研究項目進行指導，並積極參與該研究室每週一次的專題研討會，與該研究室之博、碩士研究生共同討論有關日本進口蔬菜安全防衛措施、進口蔬菜安全衛生問題、農業生產之廢棄物回收利用與環保問

題、農業生產協同組織在自由化下所面臨之經營及調適方向等課題進行研討，並承蒙甲斐教授及福田副教授安排及親自陪同參訪福岡縣八女、絲島農協及縣內農村，並與農協負責人及主要幹部，就面對貿易自由化、國際化之挑戰，農協如何調整經營策略及協助政府服務農民及推動相關施政、未來農協與農業之走向等項目進行討論，又經日本交流協會東京總部森田部長及鳴海小姐，台北事務所東野昭浩主任之熱心協助及安排，於9月5日至9月19日拜會農林水產省、財務省關稅局、北海道廳及中央大學等行政機關及學校，就日本農產品關稅配額管理制度管理措施、農產品進口防衛措施、日本現階段施政主要措施及未來 WTO 新回合農業諮商方向等議題進行討論，另亦安排參訪千葉縣及北海道農協與相關生產落花生、紅豆、水稻、畜產、花卉等農家。後因我國即將加入 WTO，各項入會之因應措施及對農民宣導等工作需積極推動辦理等因素，奉命提前結束研究課程，並匆匆於90年8月20日搭乘華航 CI111 班機返國。本次研究承蒙日本相關單位及友人安排之參訪、考察及實習活動無法順利成行，除遭致對方非議外，對未能實地與日本相關單位人員進行訪談並蒐集相關資訊，實為此次專題研究的最大憾事。另外，返國後，因相關資料蒐集不易及後段計畫未能如期執行，致本報告撰寫時頗感困擾，完成時間略為延宕。

參、研究心得

謹將本次赴日本研究心得，概分為日本農產品進口配額管理制度及關稅配額制度二方面加以闡述。

一、日本農產品進口配額管理制度

日本於1955年獲准加入 GATT(關稅暨貿易總協定，為世界貿易組織 WTO 之前身)，GATT 的主要精神在於減少貿易障礙，促進自由貿易。日本一向視農業為其基本產業，並採取各種關稅及非關稅措施加以保護，惟在順應國內外經濟環境變遷及潮流趨勢下，自加入 GATT 以來，半個世紀間，日本面臨諸多國

外要求市場開放的壓力，尤其是來自美國的巨大壓力，如 1978 年美日間牛肉、柑桔的諮商、1988 年美日牛肉、柑桔等 12 品目的諮商，均逐步促使日本開放農產品市場，並取消相關農產品的進口數量限制措施。另 1995 年 WTO 烏拉圭回合談判達成協議後，除少數特殊農產品外，所有限制進口之非關稅障礙產品，均應採取關稅化開放市場，尤其是 1999 年 4 月日本將稻米由原來的限量進口方式改採關稅化後，所有農產品均已自由化，惟仍有部分水產品如鱈魚、鯖魚、秋刀魚等，仍以維護自然資源名義，續採行進口配額管理制度。

日本在進口外國產品時，常依據各種法令規定來限制產品之進口，其中之一，即是進口配額管理制度。日本進口之貨品，大致可區分為：(一)自由化品目(即無須採進口配額者)；(二)非自由化品目(即須有進口配額者，俗稱 IQ 品目)。其中，IQ 品目係由經濟產業省依據「輸入貿易管理令」第 3 條規定，予以公告。日本在 2001 年 4 月 1 日時，屬 IQ 品目(華盛頓公約動植物及其衍生物除外)共計 62 項，其中屬農產品者有 8 項(以關稅稅率表 HS 4 位碼分類計算)，其產品均為鯨魚、鱈魚、鯖魚、鮭魚、鱈魚、秋刀魚等水產品，其詳細稅號及品名如表一。

有關日本非自由化農產品項目，通常每年一次訂定其進口配額數量。該配額數量之訂定，係考量國內是項產品之供需、價格及對外關係等因素，依據「輸入貿易管理法」第九條規定，在獲得該項產品之主管大臣同意後，由經濟產業大臣訂定之。

在辦理分配農產品之配額時，有關申請書之受理機關、申請日期、申請人資格、產品項目及申請時必須之文件等資訊，均由經濟產業省公布週知，並刊載於該省之公報及日本貿易振興會之通商公報。申請獲准者，發給進口配額證明書，並憑以辦理進口作業。進口配額證明書之有效期間，係自發證之日起 6 個月，另外，進口簽證之有效期間，亦為自簽證之日起 6 個月。必要時，二者之有效期限，均可向經濟產業大臣提出申請展延。

原則上，進口配額係以數量方式訂定之，惟若以數量表示有困難時，則以金額方式訂定配額。產品採全球配額制，亦即尊重進口配額證明之持有人意願，可自由地從任何國家進口該項限量進口之產品。

進口配額之分配方式，過去日本政府分為一般配額及特別配額二種，前者係針對產品能廣泛流通及消費而設定，為進口配額制度之核心所在，故又稱計畫配額，其分配的數量較多；後者則是在地區上或場所上加以限制產品的流通及消費而設定，如琉球特別配額、旅館用配額、國外航線船上用配額、國際航線飛機上用配額、外國展示用品配額等，其分配的數量較少。目前，進口配額分配方式已全部改採為一般配額方式分配，特殊配額之分配方式已取消。由於每年進口配額數量均相當大，其進口後對國內相同產品之供需影響頗巨，因此，在訂定配額及其進口時間時，除須謹慎地考量國內相關產品之生產、運銷、價格等因素外，亦得慮及對外關係，以便適時辦理相關配額規定，故各產品項目別之配額進口時期是不盡相同，其公布進口配額之相關規定的時間也有所不同。

有關申請進口配額之資格方面，目前主要有：(一)分配給商社；(二)分配給需要者二種方式，但大都視產品性質，二項分配方式併用，另亦有部分產品，將提供部分數量分配給新申請者，並採先到先配方式為之。

(一)分配給商社：即實績配額。採取此種分配方式之產品，主要為進口後直接提供給消費者消費，或不須要交付給特定之需求者，或需求十分普及難以分配給個別需求者時，則按過去進口實績分配之。

(二)分配給實際需求者：採取此種分配方式之產品，係因該項產品進口後，通常並非直接可供消費，而須經加工後始可供消費者消費，故大都是分配給以該進口產品為原料而製造成品的業者或團體。

另外，有關日本進口農產品亦有基於保育等因素，採取所謂的輸入承認或事前確認制度，其詳細情形如表二。

表一、日本農產品進口非自由化品目表

2001年4月1日資料

編號	關稅率表(HS)號列	品名
1	0301.99-2ex	活鯷魚(Clupea spp.)、活鱈魚(Gadus spp. , Theragra spp. , Merluccius spp.)、活鰺魚(Seriola spp.)、活鯖魚(Scomber spp.)、活鰵魚(Etrumeus spp. , Sardinops spp. , Engraulis spp.)、活鰻魚(Trachurs spp. , Decapterus spp.)、活秋刀魚(Cololabis spp.)
2	03.02ex	鯷魚(Clupea spp.)、鱈魚(Gadus spp. , Theragra spp. , Merluccius spp.)及其卵、鰺魚(Seriola spp.)、鯖魚(Scomber spp.)、鰵魚(Etrumeus spp. , Sardinops spp. , Engraulis spp.)、鰻魚(Trachurs spp. , Decapterus spp.)、秋刀魚(Cololabis spp.)(生鮮或冷藏)
3	03.03ex	鯷魚(Clupea spp.)、鱈魚(Gadus spp. , Theragra spp. , Merluccius spp.)及其卵、鰺魚(Seriola spp.)、鯖魚(Scomber spp.)、鰵魚(Etrumeus spp. , Sardinops spp. , Engraulis spp.)、鰻魚(Trachurs spp. , Decapterus spp.)、秋刀魚(Cololabis spp.)(冷凍)
4	03.04ex	鯷魚片(Clupea spp.)、鱈魚片(Gadus spp. , Theragra spp. , Merluccius spp.)、鰺魚片(Seriola spp.)、鯖魚片(Scomber spp.)、鰵魚片(Etrumeus spp. , Sardinops spp. , Engraulis spp.)、鰻魚片(Trachurs spp. , Decapterus spp.)、秋刀魚片(Cololabis spp.)(生鮮，冷藏或冷凍)
5	03.05ex	乾、鹹或浸鹹鯷魚(Clupea spp.)、鱈魚(Gadus spp. , Theragra spp. , Merluccius spp.)、鰺魚(Seriola spp.)、鯖魚(Scomber spp.)、鰵魚(Etrumeus spp. , Sardinops spp. , Engraulis spp.)、

編號	關稅率表(HS)號列	品名
		鯪魚(Trachurs spp. , Decapterus spp.)、秋刀魚(Cololabis spp.)及上述魚種之魚粉、鱈魚(Gadus spp. , Theragra spp. , Merluccius spp.)之卵及其水煮乾燥物
6	03.07ex	海扇貝、干貝及烏賊(紋甲烏賊除外)
7	1212.20-1-(1)ex	長方形(包含正方形)紙狀食用之海草，每張面積在 430 平方公分以下者
	1212.20-1-(2)	食用甘海苔屬及夾混甘海苔屬之海草(列入關稅率表第 1212.20-1-(1)者除外)
	1212.20-1-(3)ex	其他食用海草(限青海苔屬、一重草屬、昆布屬、薄昆布屬)
8	2106.90-2-(2)ex	海草調製食品(限甘海苔屬、青海苔屬、一重草屬、薄昆布屬、昆布屬)

註：ex 表示該號列僅部分產品屬非自由化進口品目。

表二、日本輸入承認及事前確認品目表

2001 年 8 月 1 日資料

壹、農產品之輸入承認品目

編號	地 區	關稅率表(HS)之號列	品 目
1	註1所示以外之國家或地區	0106, 0208.90, 0210.90, 1504.30, 1521.90, 16.01, 1602.10, 1602.20, 1602.31, 1602.39, 1602.49, 1602.50, 1602.90, 2301.10, 2309.10, 2309.90	鯨魚及其調製品〔在不屬於日本領海內為裝船地者(在外國港灣內裝船者除外)及華盛頓公約之有關動植物及其衍生物等除外〕
2	貝里斯、赤道幾內亞及宏都拉斯(限以該國為原產地)	0301.10-2 0301.99-1 0301.99-2-(2) 0302.39 0302.70-2 0303.49 0303.80-3 0304.10-1(2) 0304.10-2 0304.20-2	黑鮪及其調製品

編號	地 區	關稅率表(HS)之號列	品 目
		0304.90-2 0305.10 0305.20-4 0305.30-2 0305.49 0305.59-2 0305.69-2 1604.14 1604.20-1(2) 1604.20-2-(2) 2301.20 2309.10 2309.90	
3	赤道幾內亞(限以該國為原產地)	0301.10-2 0301.99-1 0301.99-2-(2) 0302.39 0302.70-2 0303.49 0303.80-3 0304.10-1-(2) 0304.10-2-(2) 0304.20-2 0304.90-2 0305.10 0305.20-4 0305.30-2 0305.49 0305.59-2 0305.69-2 1604.14 1604.20-1-(2) 1604.20-2 2301.20 2309.10 2309.90	大目鮪及其調製品
4	貝里斯及宏都拉斯(限以該國為原產地)	0301.10-2 0301.99-1 0301.99-2-(2) 0302.69-2 0302.70-2 0303.79-2 0303.80-3 0304.10-1-(2) 0304.10-2-(2) 0304.20-2 0304.90-2 0305.10 0305.20-4 0305.30-2 0305.49 0305.59-2 0305.69-2 1604.19 1604.20-1-(2) 1604.20-2-(2) 2301.20 2309.10 2309.90	正旗魚及其調製品
5	中國大陸、北韓及台灣	0301.91-2 0301.99-2 0302.11 0302.12 0302.19 0302.70 0303.10 0303.21 0303.22 0303.29	鮭魚、鱒魚及其調製品

編號	地 區	關稅率表(HS)之號列	品 目
		0303.80 03.04 0305.10 0305.20 0305.30 0305.41 0305.49 0305.59 0305.69 1604.11 1604.19 1604.20	
6	不屬於日本本國領海者(限以該海域為裝船地者)(在 外國港灣內裝船者,自日本出航打漁之漁船載運進口者,及非自日本以外出航打漁之船舶轉運者除外)	(1)01.06, 0208.90 0210.90, 1504.30 1512.90, 16.01 1602.10, 1602.20 1602.31, 1602.39 1602.49, 1602.50 1602.90, 2301.10 23.09	海棲哺乳動物及其調製品
		(2)0208.90, 0210.90 03.01 , 03.02 03.03 , 03.04 03.05 , 03.06 03.07 , 1504.10 1504.20, 15.06 16.04 , 16.05 2106.90, 2301.20 23.09	魚類、甲殼類、其他水棲動物及其調製品
		(3)05.04 , 05.06 05.07 , 05.08 05.09 , 0511.91 0511.99	動物性產品(限海棲動物、魚類、甲殼類及軟體動物之產品)
		(4)1212.20, 2106.90	海草及其調製品
7	伊拉克		全部產品
8	高棉	44.03	木材

註：安地卡及巴布達島、阿根廷、澳洲、奧地利、智利、哥斯大黎加、丹麥、多明尼加、芬蘭、法國(含海外之蓋亞納)、德國、格瑞那達、印度、愛爾蘭、肯亞、墨西哥、摩洛哥、荷蘭、紐西蘭、中國大陸、阿曼、聖露西亞、聖文森、塞內加爾、索羅門、南非、瑞典、瑞士、美國、委內瑞拉。

貳、農產品進口須主管大臣事前確認之品目

編號	品 目	須經確認之主管大臣
1	口蹄疫疫苗(治療用)	農林水產大臣
2	以船舶輸入之生鮮、冷藏、冷凍之鮪魚(長鰭鮪、黑鮪及南方鮪除外)或旗魚(含正旗魚)(壹之項目除外)	經濟產業大臣
3	冷凍黑鮪及南方鮪(壹之項目除外)	經濟產業大臣
4	泥鰍	經濟產業大臣
5	鯨魚及其調製品(以壹之註所述國家或地區為原產地或裝船地者)	經濟產業大臣

參、農產品進口通關時須向海關提出文件之品目

品 目	須提出之文件
生鮮或冷藏之黑鮪及南方鮪(壹之項目除外)	(1)黑鮪統計證明書或黑鮪再輸出證明書 (2)南方鮪統計證明書或南方鮪再輸出證明書

二、日本農產品關稅配額制度

(一)關稅配額之意義

關稅配額(Tariff quota)是一種兩段式的關稅，同時具有一般的關稅特性和一般的配額特性。亦即在某一特定時間裏，存在著兩種不同稅率的關稅，一者為配額內關稅，一者為配額外關稅。也即是對特定進口產品訂定一配額限量，在此限量內進口者適用較低的關稅稅率(即指配額內關稅)，超過該限量部分，則適用較高的關稅稅率(即指配額外關稅)。一般而言，此項關稅配額制度若運用得宜，是能達到兼顧國內需要者以確保國外價廉產品的供應，以及適度保護國內生產者的目的。

(二)關稅配額制度之實施背景及其產品項目

日本是一典型的小農國家，其農家平均耕地面積約為 1.5 公頃，生產規模小且經營效率不高，產品在國際市場上之競爭力不足。惟日本政府及國民卻是十分重視糧食安全及農業生產課題，因此，為提高其糧食自給率，遂採行諸多非關稅障礙措施，以達限制國外農產品進口及保護國內農業發展目的。隨著經濟急速地發展及國內外經濟環境的變遷，日本亦逐步面臨開放市場的壓力，因而漸次採取各種市場開放措施，而關稅配額制度即是其中之一。

1961 年日本在關稅定率法中即有實施關稅配額制度之法源，其實施關稅配額制度已有數十年經驗及歷史。截至目前為止，日本進口貨品中，屬關稅配額項目者計有 21 項，其中屬農林水產省管轄之農產品為 18 項，屬財務省管轄之產品為酒精飲料 1 項(HS2207 及 2208)，屬經濟產業省管轄之產品有皮革(HS4104, 4105 及 4106)及皮鞋(HS6403, 6404 及 6405)等 2 項。現行採行關稅配額制度的 18 項農產品中，有 11 項農產品是配合 WTO 烏拉圭回合協議，將限制進口措施改採關稅化的結果，該些產品項目為：脫脂奶粉、無糖煉乳、乳清、奶油、調製食用油脂、其他乳製品、落花生、蒟蒻薯、蠶繭、雜豆、澱粉及其調製品等，其餘 7 項農產品則屬 1961 年起採行關稅配額制度以來所留下者，其產品項目為：未加工乾酪、無糖可可調製品、蕃茄糊泥、鳳梨罐頭、玉米、麥芽、糖蜜(製造酒精用)等。上述採關稅配額制度之農產品項目，其所屬之商品號列及其每年分配次數，詳如表三所示。

表三：日本農產品關稅配額項目及其稅號表

編號	HS 號 列	品 名	分 配 次 數
1	0401.10-1	其他乳製品	一年分配一次
	0401.20-1		
	0401.30-1		
	0403.90-1(1)[2]		
	0403.90-1(2)[2]		
	0403.90-1(3)[2]		
	0404.90-1		
	1806.20-1(1)		
	1806.90-2(1)A		
2	1901.10-1	脫脂奶粉 (非供學校膳食用者)	一年分配一次
	1901.20-1(1)		
	1901.90-1(1)		
	2101.12-2(1)		
	2101.20-2(1)		
	2106.10-1		
2	0402.10-1[2]	脫脂奶粉 (供學校膳食用者)	一年分配一次
	0402.10-2(1)[2]		
	0402.10-2(2)[2]		
	0402.21-2(1)		
	0402.21-2(2)[2]		
	0402.29-2[2]		
3	0402.10-2(1)[1]	無糖煉乳	一年分配一次
	0402.21-2(1)		
4	0402.91-1(2)	乳清及調製乳清 (含礦物質)	一年分配一次
	0402.90-2		
	0404.10-1(1)[2](i)		
	0404.10-1(2)[2](i)		
	0404.10-1(1)[2](ii)		
	0404.10-1(2)[2](ii)		
	0404.10-1(1)[2](ii)-2		
0404.10-1(2)[2](ii)-2			
4	0404.90-1(1)[2]	乳清及調製乳清 (育兒用)	一年分配一次
	0404.90-1(2)[2]		
	0404.90-1(2)[2]		
	0404.90-1(3)[2]		

編號	HS 號 列	品 名	分 配 次 數
5	0405.10-1[2] 0405.10-2[2] 0405.90-2[2]	奶油	一年分配一次
6	0406.10 0406.40 0406.90	乾酪(未加工)	一年分配一次
7	0713.10-2(2) 0713.32 0713.33-2(2) 0713.39-2(2) 0713.50-2(2) 0713.90-2(2)	雜豆	一年分配二次
8	1005.90-2	玉米(玉米澱粉用) 玉米(單味飼料用) 玉米(蒸餾酒、玉米片 等用) 玉米(啤酒、糕點、味 噌等用)	一年分配二次
9	1107.10 1107.20	麥芽	一年分配二次
10	1108.12 1108.13 1108.14 1108.19 1108.20 1901.20-1(2)D(b) 1901.90-1(2)D(b)	澱粉、菊糖粉及澱粉 調製品	一年分配二次
11	1202.10 1202.20	落花生	一年分配一次
12	1212.99-1	蒟蒻薯	一年分配一次
13	1703.10-2 1703.90-2	糖蜜(製造酒精用)	一年分配二次
14	1806.20-2(2)	含可可之調製品(無 糖)	一年分配一次
15	2002.90-2(1)	蕃茄糊及蕃茄泥(製 造蕃茄醬用)	一年分配一次

編號	HS 號 列	品 名	分 配 次 數
16	2008.20-1(1) 2008.20-2(1)	鳳梨罐頭(10 公斤以下者)	一年分配一次
17	2106.90-1(2)	調製食用油脂(紐西蘭產者) 調製食用油脂(其他)	一年分配一次
18	5001.00	蠶繭(限繅絲用者)	一年分配一次

(三)關稅配額制度之相關法源與規定

日本關稅定率法第 9 條之 2 規定：「本法附表所訂之稅率，適用於另以政令規定，並經考量該項貨品之進口實績及預估國內經濟發展等因素後之數量為限，其稅率適用於一定數量範圍內，且進口時獲有政府核發之配額證明者，並在其所獲配額數量範圍內進口者。」，同條第二項規定：「前項配額之分配方法、申請配額之手續及其他前項規定所需之事項，另以政令定之。」，此即為日本實施關稅配額制度之法源，另在關稅暫定措置法第 8 條之 6 第 3 項亦有類似之規定。換言之，日本在關稅定率法及關稅暫定措置法中，均已規定適用關稅配額制度之稅號、貨品項目及其配額內稅率，至於每年屬關稅配額貨品之配額內數量及適用期間，則另以政令訂定之。

日本於 1961 年訂定有關「關稅配額制度政令」，該政令為規範關稅配額管理相關事項之重要依據，其內容主要有 3 條，即第 1 條規範適用關稅配額制度之貨品及其數量與適用期間；第 2 條規範關稅配額之分配方法及基準；第 3 條為規範相關通關手續等規定。由該政令第 1 條規定可知，該政令需配合關稅配額制度適用之貨品項目及其數量之變更而適時修正之。政令第 2 條共有 5 項規定，即第 1 項明定：關稅配額申請書之受理機關，即酒精飲料為財務省，皮革及皮鞋為經濟產業省，脫脂奶粉等 18 項農產品為農林

水產省。該條第 2 項規定，相關機關在核配關稅配額時，必須考量下列事項並分配之。即(1)配額使用情形及進口實績；(2)有關配額使用之計畫；(3)進口時應對社會經濟發展有所助益且具妥適性；(4)分配時不可有差別待遇。另第 2 項亦規定，在分配酒精飲料時，財務省及經濟產業省需相互協調。同條第 3 項規定，關稅配額分配後必需核發記載有獲配數量之關稅配額證明書。同條第 4 項規定，關稅配額證明書之有效期間與政令第 1 條所訂者相同(註：即當年 4 月 1 日起，至次年 3 月 31 日為止，有效期間為 1 年)，但若主管機關認為有必要時，則不在此限。同條第 5 項規定，有關關稅配額申請書、證明書之格式及其他相關之事項，授權由主管機關定之。政令第 3 條則有 3 項規定，第 1 項為持有關稅配額證明書者，在申報進口時必須提出該項貨品之關稅配額證明書，但在有正當理由時，海關可提出暫停關稅配額證明書之適用期間。同條第 2 項規定，申報進口人必須與關稅配額證明書持有人一致。同條第 3 項規定，農林水產省及經濟產業省可以請海關就關稅配額貨品之進口相關事項提出報告。

依據 1961 年所訂之「關稅配額制度政令」等 2 條第 5 項規定，日本農林水產省於 1965 年 3 月 31 日公布「有關玉米關稅配額制度省令」之規定，並在同年 4 月 1 日起施行。另在農產品市場開放政策下，逐漸放寬相關進口障礙規定，並將原屬限制進口之農產品項目改採關稅配額管理，故於 1970 年 10 月間，將「有關玉米關稅配額制度省令」修正為「有關玉米等關稅配額制度省令」，俾其他新增屬關稅配額管理之農產品項目，亦能一體適用之。

該省令主要條文有六條，各條條文之重要內容如下：

第一條 規定關稅配額申請書格式(如表四)，申請時需提出二份。

- 第二條 規定關稅配額證明書格式(如表五)。
- 第三條 依政令第2條第4項但書規定,欲申請展延關稅配額證明書有效期間者,應於配額證明書有效期間內,向農林水產省提出「關稅配額證明書有效期間展延申請書」(如表六),並附上原先核發之關稅配額證明書。
農林水產省受理前項之申請書時,在必要時可同意所請,並將其理由填註後,核發展延有效期間之關稅配額證明書。
- 第四條 欲申請分割關稅配額證明書者,應向農林水產省提出「關稅配額證明書分割申請書」二份(如表七),並附上原先核發之關稅配額證明書。
農林水產省受理前項之申請書時,應同意所請,並核發分割後之關稅配額證明書。
- 第五條 持有關稅配額證明書者,若不想進口該項關稅配額貨品、或已屆關稅配額證明書之有效期間或因其他原因致該項關稅配額貨品不可再進口時,應立即將該證明書交還農林水產省。
- 第六條 除前述各條所規定者外,農林水產省應訂定關稅配額申請書之申請期間、地點、所需證件、其他申辦手續有關事項及配額分配之基準事項,並公布之。

以上,係日本對農產品關稅配額制度及其管理措施的法源與重要規範,亦即有關適用關稅配額管理之貨品名稱、進口稅則號列、配額內稅率及數量額度、配額分配方式及其有效期間等事宜,均以法律、政令及省令明訂之。

表四、關稅配額申請書格式

法規依據	玉米等關稅配額制度 省令第1條
主管機關	農林水產省

關稅配額申請書

※受理序號 _____

※受理年月日 _____

申請者姓名(公司名稱) _____ 電話號碼 _____

申請者住所 _____

蓋章及簽名 _____ 資格 _____

申請年月日 _____

申請內容

HS 稅號	品名	數量及單位	實績		主要用途之計畫	備註
			使用	輸入		

註1：紙張大小為 A4。

2：有※記號者，請勿填寫。

表五、關稅配額證明書格式

(正面)

法規依據	玉米等關稅配額制度 省令第2條
主管機關	農林水產省

關 稅 配 額 證 明 書

證 明 書 號 碼 _____ 有效日期 _____

核 發 年 月 日 _____

配額所有人姓名(公司名稱) _____ 電話號碼 _____

配額所有人之住所 _____

證明內容

HS 稅號	品 名	數量及單位	其 他 事 項

農林水產大臣 印

(反面)

通關狀況(品名)

申報稅號及 申報年月日	通關數量	剩餘之關稅配額數量	許可年月日及海關用印

表六、證明書有效期間展延申請書格式

法規依據	玉米等關稅配額制度 省令第3條
主管機關	農林水產省

證明書有效期間展延申請書

※受理序號_____

※受理年月日_____

申請者姓名(公司名稱)_____

電話號碼_____

申請者住所_____

資格_____

蓋章及簽名_____

申請年月日_____

申請內容

證明書號碼	展 延 年 月 日	延 長 之 理 由
	年 月 日為止	

註1：紙張大小為 A4。

2：有※記號者，請勿填寫。

表七、證明書分割申請書格式

法規依據	玉米等關稅配額制度 省令第4條
主管機關	農林水產省

證明書分割申請書

※受理序號_____

※受理年月日_____

申請者姓名(公司名稱)_____

電話號碼_____

申請者住所_____

資格_____

蓋章及簽名_____

申請年月日_____

申請內容

配額證明書號碼	配額數量分割情形					分割理由
	I	II	III	IV	V	

註1：紙張大小為A4。

2：有※記號者，請勿填寫。

(四)農產品關稅配額之管理措施

依「有關玉米等關稅配額制度省令」第 6 條規定，日本農林水產省於每年 4 月初，公告該年度其所主管屬關稅配額制度之 18 項農產品配額之申請期間、申請書投遞地點、配額分配基準、所需附件資料及其他必要之規定。該項公告除在農林水產省正門佈告欄張貼外，並在經濟產業省之公報，日本貿易振興會之通商公報、農林水產省電子網站等公布週知，另亦提供電話回傳之服務，以充分將該項訊息週知社會大眾及業者。另農林水產省在公告上述資訊時，有關年度關稅配額數量及配額外稅率，均需於公告前向關稅率審議會提報，並完成必要之行政手續。其中雜豆、玉米、麥芽、澱粉及其調製品、落花生及糖蜜等 6 項農產品，每年以上、下二期來分配配額數量，其餘之脫脂奶粉等 12 項農產品，則採一年分配一次方式處理。一般來說，下期所分配之配額數量是年度配額量減去上期核配數量，並可在配額數量 10% 範圍內，視國內產量變化情形及需求趨勢，予以增減之，有關下期分配之相關規定及管理措施，則於每年 10 月初公告之。近三年日本農產品關稅配額產品項目及其配額內稅率與數量、配額外稅率等情形，詳如表八所示。

表八、近三年日本農產品關稅配額數量表

單位：公噸

編號	品名	配額內稅率	配額外稅率	配額數量		
				1999年	2000年	2001年
1	脫脂奶粉 供學校膳食用者	免稅	396日圓/公斤 或 425日圓/公斤	7,264	7,264	7,264
	學校膳食用以外者	免稅 25% 35%	396日圓/公斤 29.8%+425日圓/公斤	74,973	74,973	74,973
2	無糖煉乳	25% 30%	21.3%+254日圓/公斤 或 25.5%+509日圓/公斤	1,500	1,500	1,500
3	乳清 乳清及調製乳清 (飼料用)	免稅	29.8%+425日圓/公斤 或 29.8%+687日圓/公斤	45,000	45,000	45,000
	乳清 乳清及調製乳清 (育兒用)	10%	29.8%+400日圓/公斤 29.8%+1,023日圓/公斤	25,000	25,000	25,000
	濃縮乳清 (含礦物質)	25% 35%	29.8%+425日圓/公斤 或 29.8%+687日圓/公斤	14,000	14,000	14,000
4	奶油	35%	29.8%+985日圓/公斤 或 29.8%+1,159日圓/公斤	581	581	581
5	乾酪(未加工)	免稅	29.8%	56,600	56,700	55,300
6	其他乳製品	12%~ 35%	21.3%+54日圓/公斤 29.8%+1,159日圓/公斤	132,080	133,940	133,940
7	雜豆	10%	354日圓/公斤	120,000 (50,400)	120,000 (53,800)	120,000 (51,800)
8	玉 玉米澱粉用 (糖漿、葡萄糖、 轉化糖等)	免稅	50%或 12日圓/公斤,從高課徵	4,102,100 (2,154,600)	4,210,700 (2,220,100)	4,223,000 (2,232,300)
	單味飼料用 (圓粒狀)			277,200 (140,200)	277,100 (140,500)	274,000 (138,600)
	特定物品用(蒸餾 酒、玉米片等)			121,800 (65,000)	97,700 (47,800)	85,100 (46,000)
	米 其他用途 (啤酒、糕點、味 噌等)	10%		246,400 (125,200)	236,400 (121,000)	232,200 (117,400)

編號	品名	配額內稅率	配額外稅率	配額數量			
				1999年	2000年	2001年	
9	麥芽	免稅	21.30 日圓/公斤	806,000 (433,100)	771,900 (415,800)	704,800 (380,200)	
10	澱粉、菊糖粉及澱粉調製品	免稅 16% 25%	119 日圓/公斤	161,400 (80,700)	166,900 (83,200)	176,400 (88,200)	
11	落花生	10%	617 日圓/公斤	75,000	75,000	75,000	
12	蒟蒻薯	40%	2,796 日圓/公斤	267	267	267	
13	糖蜜 (製造酒精用)	免稅	15.30 日圓/公斤	28,400 (14,300)	23,100 (10,700)	21,200 (11,900)	
14	無糖可可調製品 (製造巧克力用)	免稅	21.3%	18,600	18,600	18,700	
15	蕃茄糊泥 (製造蕃茄醬用)	免稅	16.0%	37,500	38,000	40,000	
16	鳳梨罐頭	免稅	33 日圓/公斤	48,900	48,800	49,800	
17	調製食用油脂	25%	29.8%+1,159 日圓/公斤	紐西蘭產製	11,550	11,550	11,550
	其他國產製			7,427	7,427	7,427	
18	蠶繭	免稅	2,523 日圓/公斤	1,995	1,995	1,995	

註：1.配額數量欄中，括弧內數字係指該產品以上、下兩期分配之上期配額數量。

2.脫脂奶粉、乳清及奶油等產品之「配額外稅率」，已包含農畜產業振興事業團所徵收之價差在內。

3.落花生之配額數量係指不帶殼花生，帶殼及去殼花生換算比率為 1：0.75。

4.2001 年其他用途之玉米，其配額內稅率降為 3%，以提升加工業者之競爭力。

5.蒟蒻薯之配額數量係以粗粉計算，鮮薯與粗粉之換算比率為 1：0.158；精粉與粗粉之換算比率為 1：1.761。

日本關稅配額農產品配額內數量之分配，均採無償性分配，其配額分配方式、申請者資格、條件等相關管理措施，在農林水產省公告中均有詳細規定。一般而言，採關稅配額管理之目的，主要是在確保該產品實際需求者的利益，並達照顧國內生產該項產品生產者的利益。因此，日本農林水產省在分配屬關稅配額農產品時，其主要分配精神係為：將大部分數量分配給具有進口實績者，僅有少部分數量則分配給新加入申請者，亦即採進口實績及新進者兼顧之混合型分配方式，另外再按產品特性、使用情形、地域需求、進口用途等情形，分別訂定配額總量並分配之。經整理歸納日本關稅配額農產品之分配方式有下列數種：

1. 設定一般配額數量及地區配額(琉球配額)數量二大類並據以分配之，如脫脂奶粉(非供學校鑄食用者)、雜豆、落花生、蒟蒻薯等產品。
2. 按進口使用用途(國際線飛機用、參加國際食品展用)或地域(琉球配額)，設定其配額數量並分配之，非屬規定之使用者或地域者，則不具申請資格，如奶油等產品。
3. 若產品特性屬加工用者，如乾酪(未加工)、糖蜜(製造酒精用)、蠶繭等，其配額數量全分配給加工業者或同業組織，惟在分配給個別業者時，將會考量業者使用國產品之多寡而採取彈性之分配方式。簡言之，仍保留以往限制進口所採行之搭配措施，即採購國產品愈多的業者，獲配的數量就愈多，以達到保護國內產業之目的。
4. 若產品其特性同時可供加工用或直接消費者，如落花生、雜豆等產品，則配額大部分均分配給具進口實績的實際進口人，極少數數量分配給新增之申請者。
5. 全憑搭配方式分配，即配額內數量之分配全視申請者採購國內相同農產品之數量多寡而決定，如鳳梨罐頭等產品。

日本農林水產省對上述各種分配方式或申請資格、條

件，亦規定有相當週延及細膩的管理規定，如規定申請者均需提供過去之進口通關、使用或銷售情形及未來生產、銷售及進口計畫書等資料，若是屬加工用者，則尚需提供工廠配置、加工機械之名稱、型號、數量、產能等、污染防治設備及採購國產品、進口產品情形等資料，併案供農林水產省審查。在 18 種屬關稅配額管理之農產品中，脫脂奶粉分為供學校膳食用及非供學校膳食用二類，乳清以濃縮乳清、育兒用乳清及飼料用乳清等三類管理之，亦即每次日本農林水產省公告關稅配額管理時，其公告項目計有 18 類農產品 21 項產品，相關之管理規定，按產品特性及分配資格等之不同而有所不同，簡單者如糖蜜(製造酒精用)，僅以 A4 紙張一頁即可規範之，複雜者如玉米，其規定內容則需以 30 頁 A4 紙張敘明之，其中以文字及表格規範者各 15 頁，需提供相關表格資料者有 13 項。由此可知，日本農林水產省在分配關稅配額時，規劃相關作業及規範的細膩程度，進而亦可知其在分配過程中的重要角色。基本上，農林水產省公告之關稅配額管理規定，其內容涵蓋下列項目：

- 1.各用途別之配額數量及其通關期限。
- 2.關稅配額申請書之受理及關稅配額證明書之核發單位。
- 3.關稅配額申請書之受理期間及時間。
- 4.關稅配額申請人之資格。
- 5.申請關稅配額之附件資料。
- 6.分配關稅配額之基準。
- 7.規定關稅配額證明書之失效時機。
- 8.規定關稅配額證明書持有人需定期將進口及銷售情形向有關機關提報。
- 9.其他規定。

由上述之說明，可知日本對關稅配額產品之管理措施

甚為複雜且嚴密，各項管理規定均依據該項產品國內生產、需求、產品特性等情形，訂定不同之配額分配方法及管理措施，甚至將農產品進口自由化前所採之各種非關稅措施或進口配額管理制度所採之措施，如限制配額使用地區或用途、限制配額申請人資格、搭配採購或使用國產品規定等，靈活地、巧妙地融入農產品關稅配額管理制度之中，以達到減緩自由化對國內農業之衝擊程度。在貿易自由化、國際化風潮下，日本政府仍能巧妙運用相關國際規範，調整其國內相關進口管理規定，以達開放農產品市場並能適度保護國內產業之目標，其相關制度之規劃及管理措施，頗令人感佩，值得吾人再深入瞭解並學習之。另由於 18 類農產品其關稅配額管理規定均不相同，現謹擇鳳梨罐頭、雜豆(紅豆等)及落花生等關稅配額制度之管理措施資料供參(詳如附件)。

肆、結論與建議

經過 12 年漫長、辛苦的談判與諮商，我國終於在今(2002)年 1 月 1 日正式成為世界貿易組織(WTO)第 144 個會員國，入會後在最惠國待遇、國民待遇、排除非關稅貿易障礙及關稅普遍降低等規範下，經貿自由化將更為深度化與廣度化，對我國經濟將有長遠的影響。由於台灣農業為小農經營型態，農場規模較小，隨著經濟快速成長，工資上漲，產銷成本偏高，多數農產品較缺乏國際競爭力，因此，加入 WTO 後對國內農業將有一定程度的影響，為此，入會後在相關國際規範下，如何擬訂農業施政及符合國情之管理措施，以協助農民調整產業結構，提升產品競爭力，降低或延緩農產品市場開放之衝擊程度，已是政府部門相當重視並積極因應的重要課題。

由於我國加入 WTO 後，必須遵守相關規範及履行入會談判之承諾，農產品市場將日趨開放。入會前我國有稻米、蔗糖、花生、紅豆、大蒜、鯖魚、鮪魚、鰹魚、豬腹脇肉、雞肉、液態乳、動物雜

碎等，共計 41 種農產品採取管制進口或限地區進口之措施，不符 WTO 烏拉圭回合農業協定之規範，經積極諮商後，除稻米將採限量進口之特殊處理方式，其餘 40 種產品則依對國內農民之影響程度，分別採取關稅配額措施或入會後開放自由進口。其中花生、東方梨、蔗糖、大蒜、檳榔、雞肉、液態乳、動物雜碎、鯖魚、紅豆、乾香菇、柚子、桂圓肉、椰子、香蕉、鳳梨、芒果、柿子、鱈魚、鰻魚、乾金針及豬腹脇肉等 22 種目前為限制進口之農產品，將依烏拉圭農業協定採行關稅化措施，以關稅配額方式開放市場；關稅配額之分配方式、分配次數、申請人資格、程序等管理措施，財政部、行政院農業委員會及中央信託局均已妥善規劃並公告實施，應可發揮相當程度的保護效果，並減緩開放市場之衝擊程度。

日本為典型小農制國家，生產規模小而經營效率不高，產品競爭力不強，故有採取保護措施以緩和進口衝擊之必要，而對各種主要農產品實施國境保護措施。在貿易自由化及國際化之趨勢下，隨著日本貿易順差的持續擴大，以美國為首的各國政府要求日本開放市場的壓力亦與日俱增，基於國際貿易上的利益，日本政府不得不配合國際規範採取貿易自由化措施，開放其農產品市場。惟在實施進口自由化時，對國內競爭力較低之農產品項目，則仍積極採取必要的因應措施，並配合國際規範擬訂相關配套措施，冀期改善其國內農業經營體質，以達適度保護本國農業生產之目的。

日本於 1961 年制定農業基本法，其中規定農業政策之基本目標為：1.縮小農業與其他產業間生產效率之差距；2.促進及維持農家與其他產業從事者之相同生活水準，為達到上述目標(尤其是後者)，日本政府在施政時，常採補貼政策或價格支持政策，並配合適當的進口管理措施，以冀提高農民收益。因此，近四十年來在面臨農產品貿易自由化及世界各國，尤其是美國之強大開放農產品市場之壓力下，均能努力周旋、諮商，以爭取產業調適之時間，並依據個別產業之特性及供需情形，擬訂妥適之因應對策，以改善並調整相關產業之經營環境及其條件、競爭力，並藉以穩定農民之經營意願及信

心。在自由化、國際化潮流下，農產品市場開放已是必然趨勢，為因應此國際環境之重大變化，日本政府於 1999 年 11 月制定「食料・農業及農村基本法」，作為二十一世紀農業施政的基本方向。該基本法之施政方向及重點已由過去保護「農民」調整為保護「消費者」為中心，但其照顧農民、農業、農村之目標，確未曾改變。

WTO 烏拉圭回合於 1993 年 12 月達成協議，並自 1995 年 1 月起實施，期間為六年，各會員國都必需依照協議內容削減關稅、開放市場及減少境內農業支持水準。在開放市場方面，日本除依協商內容將原屬限制進口之脫脂奶粉、無糖煉乳、乳清、奶油、落花生、蒟蒻薯、蠶繭、雜豆及澱粉等改採關稅化外，並將原來屬進口配額管理之做法轉化為符合國際規範及協議內容的關稅配額管理措施，以減緩市場開放的衝擊程度，其相關之管理措施及因應調適之做法，頗有值得借鏡之處，現謹提出下列建議事項，以供我農政、經貿等相關單位參考。

- 一、靈活運用關稅配額制度：關稅配額制度是因應自由化的措施之一，對特定進口貨物訂有二段稅率，在限量內進口者採配額內低稅率，超過限量者課配額外高稅率，為一兼具照顧國內實際需求者及保障生產者的管理制度。因此，如何配合產品特性、國內供需情形、產業關聯性及發展策略等，靈活運用該項制度並研訂適當之管理措施，實為相關單位必須面對的課題。現行農產品關稅配額之分配及相關管理規定，均由財政部主政，是否須改由農業主管機關辦理，以配合農業政策之推行，亦值得再思考。
- 二、配額之核配方式宜多元化：我國於今(2002)年 1 月 1 日正式成為 WTO 會員，並首度採行關稅配額管理制度，依據我入會承諾有花生等 22 項農產品由限制或管制進口改採關稅配額開放進口，其配額之核配方式可概分為二種，一種為雞肉等五項之先申請

先分配方式，另一種為花生等 17 項之標售進口權利金方式。上述 22 項開放進口者均屬敏感性農產品，現行配額內數量之分配方式雖具有公平、便利、快速等優點，但似無法兼顧產品使用或需求之特性，對特定需求者或產業發展有所著墨，如在農工一體之考量下，似可規劃加工業者配額或採搭配措施等，期使農工雙方在此制度下利益均霑，並減少市場開放對農業及農民之衝擊程度。

三、深入研究及模擬防衛措施(Safeguard)及特別防衛措施(Special Safeguard)：我國入會後，依 WTO 規範，如因開放市場或降低關稅而使進口大幅增加，致國內農業受到損害時，可採取防衛措施(SG)。另對實施關稅配額之花生、東方梨等 14 項敏感農產品，我國可採取特別防衛措施(SSG)，以為救濟，為減少市場開放對國內農業之衝擊，相關單位宜深入研究及模擬、演練 SG 及 SSG 之相關規範及其運作方式及流程，另對發動救濟措施時，必要之資料亦宜及早規劃與準備。

四、加強研擬符合國際規範之新措施，以維護農業永續發展：自由化、國際化為潮流所趨，農產品市場將逐漸開放，農業施政如何因應此種情勢並採取適當的調整及合乎國際規範的保護措施，以保障農民權益及維持國內農業永續發展，實為當前我國所刻不容緩的課題。入會後，配合國際規範開放國內農產品市場，若僅採行關稅配額制度一項措施，似難有效維護我國農業之永續發展。因此，宜加強蒐集、研究各主要國家之農業施政，並擬訂符合國際規範及國情之新措施，以確保我農業得以永續發展及適度維護農民權益。如在農業具多功能特性之考量下，日本於 2000 年四月起實施「中山間地域直接給付制度」，對農業經營條件不如平地的山坡地及林地，為充分發揮其國土保

安、水源涵養、自然景觀、維護生態環境及文化傳承等多功能特性，並考量上述地區農產品易受鳥獸等野生動物危害之實情，特研訂及實行直接給付制度，俾利農業多功能性得以發揮。

伍、附件

- 一、2000 年度鳳梨罐頭關稅配額管理措施規定。
- 二、2000 年度上期及下期豆類(綠豆、蠶豆、大豆及落花生除外)關稅配額管理措施規定。
- 三、2000 年度上期及下期落花生關稅配額管理措施規定。

12農経C第 340号

関税割当公表第7号

平成12年度のパイナップル缶詰の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条の規定に基づき、その他の調製をし、又は保存に適する処理をしたパイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器とももの1個の重量が10kg以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。以下「パイナップル缶詰」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成12年4月3日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 対象物品 パイナップル缶詰
- 2 割当数量 48,800トン
- 3 通関期限 平成13年3月31日

第2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省経済局国際部貿易関税課

第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 平成12年4月3日（月）から同年4月11日（火）まで
- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 関税割当申請者の資格

パイナップル缶詰の関税割当ての申請をすることのできる者は、平成12

年4月1日から平成13年3月31日までの間に、国内産の生鮮のパイナップルを原料として製造されたパイナップル缶詰（以下「国産パイナップル缶詰」という。）を国産パイナップル缶詰製造業者（以下「製造者」という。）から購入することが確実と認められる者であって、農林水産省農産園芸局長（以下「農産園芸局長」という。）が適当と認めるものとする。

第5 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間の各月別の国産パイナップル缶詰の購入実績及びパイナップル缶詰の輸入実績の一覧表（別記様式1及び2）
- 2 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に国産パイナップル缶詰を購入することを記載した製造者との購入契約書の写し
- 3 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の各月別の国産パイナップル缶詰の購入計画及びパイナップル缶詰の輸入計画の一覧表（別記様式3）
- 4 会社の登記簿抄本（個人にあっては、住民票）

ただし、平成11年度における割当実績のある者でその後4の書類の内容に変更のないものは、4の書類の添付を必要としない。

第6 割当基準

申請者に対する割当数量は、当該申請者が製造者と締結した国産パイナップル缶詰購入契約数量に11.1を乗じて得た数量を限度として定めるものとする。

第7 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、関税割当申請者がパイナップル缶詰の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第8 報 告

割当てを受けた者は、農産園芸局長の定めるところにより、国産パイナップル缶詰引取数量実績及びパイナップル缶詰輸入通関実績報告書1部を農産園芸局長に提出するものとする。

第9 その他

- 1 申請書の提出部数は2部（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1部とする。
- 2 関税割当申請書の記載要領は、平成7年4月3日付け7農経C第359号による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第5条）
- 5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

別記様式 1

国産パイナップル缶詰の購入実績一覧表

申請者名

代表者名

担当者名

電話番号

単位：kg

		国産パイナップル缶詰の購入実績数量
平成11年	4月	
〃	5月	
〃	6月	
〃	7月	
〃	8月	
〃	9月	
〃	10月	
〃	11月	
〃	12月	
平成12年	1月	
〃	2月	
〃	3月	
合	計	

(注) 数量は、1ケース(3号缶3ダース) 20.412kgとして換算する。

別記様式 2

パイナップル缶詰の輸入実績一覧表

申請者名

代表者名

担当者名

電話番号

単位：kg、円

		通 関 実 績		
		通 関 数 量	金 額	kg 当 たり の C I F 価 格
平成11年	4月			
”	5月			
”	6月			
”	7月			
”	8月			
”	9月			
”	10月			
”	11月			
”	12月			
平成12年	1月			
”	2月			
”	3月			
合 計				

(注) 通関実績の欄には、申請者が平成11年度内に輸入した全量（2次税率品を含む。）について記入すること。

別記様式 3

国産パイナップル缶詰の購入計画及びパイナップル缶詰の輸入計画の一覧表

申請者名
 代表者名
 担当者名
 電話番号

単位：kg

	国産パイナップル缶詰の購入計画数量	パイナップル缶詰の輸入計画数量
平成12年		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
平成13年		
1月		
2月		
3月		
合計		

(注) 数量は、1ケース(3号缶3ダース) 20.412kgとして換算する。

12農経C第 340号

関税割当公表第16号

平成12年度上期の豆類（ひよこ豆、緑豆、ひら豆、
大豆及び落花生を除く。）の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条の規定に基づき、豆類
（ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生を除く。以下「雑豆」という。）
の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成12年4月3日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量、通関期限

割当対象物品	割当数量	通関期限
1 一般枠		
小 豆	15,000トン	平成12年 9月30日
えんどう	8,000トン	
そら豆	3,100トン	
いんげん豆及びその他の豆 (小豆、えんどう及びそら豆を除く。)	25,600トン	
雑豆計	51,700トン	
2 沖縄枠		
雑 豆	2,100トン	平成12年 9月30日

第2 関税割当申請書受付の担当課

- 1 一般枠 農林水産省経済局国際部貿易関税課
- 2 沖縄枠 沖縄開発庁沖縄総合事務局農林水産部農産園芸課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省経済局国際部貿易関税課

ただし、沖縄枠に関する証明書の交付については沖縄開発庁沖縄総合事務局農林水産部農産園芸課とする。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 平成12年4月3日（月）から同年4月13日（木）まで
- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで
なお、4月13日の午後の受付は1時30分から2時まで

第5 関税割当申請者の資格

雑豆の販売若しくは輸入を主たる事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人であって、当該物品について自ら輸入（「自ら輸入」とは、＜注＞に定義するものをいう。以下、本公表において同じ。）をしようとする者で、次のいずれかに該当するもの

1 一般枠

- (1) 平成11年10月1日付け関税割当公表第27号（11農経C第1072号）に基づく関税割当てにより雑豆の輸入通関実績を有し、かつ、小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆及びその他の豆（ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生を除く。）を自ら輸入することが、確実であると認められる者であって、農林水産省農産園芸局長（以下「農産園芸局長」という。）が適当と認めるもの
- (2) (1)以外の者については、次のすべての条件を満たす者であって、農産園芸局長が適当と認めるもの

ア 平成10年及び11年にそれぞれ10万米ドル以上の輸入通関実績
(関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。)

を有する者又は資本の額が1,000万円以上の会社

イ 平成10年及び11年にそれぞれ1,000トン以上の雑豆の国内販売
実績を有する者

ウ 小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆及びその他の豆(ひよこ豆、
緑豆、ひら豆、大豆及び落花生を除く。)を自ら輸入することが、確
実であると認められる者

2 沖繩 枠

(1) 平成11年10月1日付け関税割当公表第27号(11農経C第1072
号)に基づく関税割当てにより雑豆の輸入通関実績を有する者であっ
て、雑豆を自ら輸入(沖縄県内に陸揚げすること。)し、かつ、沖縄県
内において消費するために販売することが、確実であると認められる
者

(2) (1)以外の者であって、平成10年及び11年にそれぞれ1万米ドル以上
の輸入実績(関税率表第1部から第4部に属する貨物の輸入実績に限
る。)を有し、かつ、雑豆を自ら輸入(沖縄県内に陸揚げすること。)す
ること及び沖縄県内において消費するために販売することが、確実で
あると認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 第5の1の(1)及び第5の2の(1)に該当する者は、雑豆の輸入通関実績
表1通(別記様式第1による)及び雑豆の販売実績・計画書1通(別記
様式第2による)

2 第5の1の(2)及び第5の2の(2)に該当する者は、輸入通関実績集計表
1通(別記様式第3による)及び雑豆の販売実績・計画書1通(別記様

式第4による)

ただし、資本の額が1,000万円以上の会社(第5の2の(2)に該当する者は除く。)にあっては、輸入通関実績集計表の添付を省略することができる。

3 雑豆を自ら輸入することが確実であることを証する書類1通(別記様式第5による)

第7 割当基準

1 一般枠

(1) 第5の1の(1)に該当する申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、当該種類の豆の割当数量から第7の1の(2)により割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づく雑豆の輸入通関実績、販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

(2) 第5の1の(2)に該当する申請者に対する割当数量は、1,000トンの範囲内で1申請者当たり200トンを限度として、申請数量を割り当てる。

ただし、申請数量の合計が1,000トンを超えた場合は、提出期間終了後すみやかに、予備抽選及び本抽選により順位を定め、上位の者から申請資格を審査した上で割り当てる。

(3) 雑豆の分類毎に割当数量の比率をもって、各者へ割り当てる。

2 沖縄枠

(1) 第5の2の(1)に該当する申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、2,100トンから第7の2の(2)により割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づく雑豆の輸入通関実績、販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

(2) 第5の2の(2)に該当する申請者に対する割当数量は、申請数量の範

囲内において、輸入通関実績（関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。）、雑豆の販売実績・計画等に勘案して定めるものとする。

第8 関税割当証明書の発給

- 1 関税割当証明書の発給は、関税割当申請者が雑豆の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。
- 2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、売り惜しみや不当な価格引き上げを行った場合並びに第10の5に違反した場合には次回からの割当てを行わないことがある。

第9 報告等

- 1 この関税割当てを受けた者は、各月の輸入の有無に関わらず毎月10日までに輸入通関実績報告書1通（別記様式第6による）及び輸入・販売実績報告書1通（別記様式第7による）を、一般枠については農産園芸局長に、沖縄枠については沖縄開発庁沖縄総合事務局長に提出するものとする。
- 2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、必要に応じその販売状況等の調査を行うこととする。

第10 その他

- 1 申請書の提出部数は2部（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1部とする。
- 2 関税割当申請書の記載要領は、平成7年4月3日付け7農経C第359号による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。

る。(とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第3条第2項)

- 4 申請関係書類の提出については、郵送は認めないこととする。
- 5 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過した等の事由により当該貨物の輸入をすることができなくなったときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。(とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第5条)
- 6 沖縄枠により輸入される貨物は、必ず沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内の消費に向けること。
- 7 沖縄開発庁沖縄総合事務局長は、沖縄枠に係る関税割当申請書及び申請者ごとの申請数量等についての意見を農林水産省経済局長に提出することができる。
- 8 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

<注>「自ら輸入」とは、当該物品の輸入に係る契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名と計算において行うものをいう。ただし、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に掲げる中小企業団体がその組合員(本公表に基づく申請者の資格を有すると認められるものに限る。)に委託して行う輸入については自ら輸入とみなす。

(別記様式第1)

雑豆の輸入通関実績表

日名所名
月社者
年会住代
表

(単位：トン、千円)

種類	平成11年度下期関税の 割当てによるもの		平成11年10月～平成12年 3月の間の二次税率によるもの		備考
	数量	金額	数量	金額	
小豆					
えんどう					
そら豆					
いんげん豆及び その他の豆					
計					

注：1. 数量については、小数点4桁まで記入すること。
2. 用紙はA列4判横長とすること。

(別記様式第2)

雑豆の販売実績・計画書

年 月 日
会 社 名
住 所 名
代 表 者

(単位:トン、千円)

種 別	第 1 次 販 売				第 2 次 販 売		
	販 売 先		平 成 11 年 度 下 期		平 成 12 年 度 上 期		
	名 称	住 所 (電 話)	業 態	数 量	金 額	名 称	業 態
小 豆							
え ん ど う							
そ ら 豆							
い ん げ ん 豆 及 び そ の 他 の 豆							
	計						
	計						
	計						
	計						

注: 1. 関税割当証明書に基づく販売実績及び販売計画を記入すること。必要者である場合は記載する必要はない。
 2. 第2次販売先については、第1次販売先が小売業者又は最終需要者(輸入業者)、取引所、フライビーンズ業者、製パン業者、缶詰業者、煮豆業者、その他の加工業者の別を記載すること。
 3. 「販売先の業態」については、問屋、製あん業者、商社(輸入業者)、取引所、フライビーンズ業者、製パン業者、缶詰業者、煮豆業者、その他の加工業者の別を記載すること。
 4. 第1次販売先別の国内販売の事実を証する書類(売買契約書、領収書、納品書等)を添付すること。
 5. 用紙は、A列4判横長とすること。

(別記様式第3)

輸入通関実績集計表

代住年会
者社
表
日名所名

年	品名	税番	通関数量	通関金額	通関年月日
	年計				
	年計				

注：1. 輸入通関実績は、関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。
 2. 中小企業の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる。中小企業団体がその組合員に委託して輸入を行う場合には、当該組合員の実績表とともに委託契約書を添付すること。
 3. 10万米ドル（沖繩枠を含む）、インボイス等）以上の輸入通関実績を証する書類（輸入申告書（税関の通関証明を受けた輸入許可通知書を含む。）、インボイス等）を添付すること。
 4. 資本金が1,000万円以上を有する者（沖繩枠を除く。）は本表の添付を省略することができる。
 5. 用紙は、A列4判横長とすること。

(別記様式第4)

雑豆の販売実績・計画書

年 月 日
会 社 名
代 表 者
住 所 名

(単位：トン、千円)

種 別	販 売 先		平 成 1 0 年		平 成 1 1 年		平 成 1 2 年 度 上 期	
	名 称	住 所 (電 話)	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
小 豆								
	計							
え ん ど う								
	計							
そ ら 豆								
	計							
い ん げ ん 豆 及 び そ の 他 の 豆								
	計							

注：1. 販売実績は、国産品・輸入品を問わず全てを記入する。平成12年度上期については、関税割当証明書に基づく販売計画を記入すること。
 2. 「販売先の業態」については、問屋、製あん業者、商社（輸入業者）、取引所、フライビーンズ業者、製パン業者、缶詰業者、煮豆業者、その他の加工業者の別を記載すること。
 3. 平成10年及び平成11年に、それぞれ1,000トン以上の国内販売実績を証する書類（売買契約書、領収書、納品書等）を添付すること。ただし、沖繩枠にあっては、添付の必要はない。
 4. 用紙は、A列4判横長とすること。

(別記様式第5)

雑豆を自己の名と計算において輸入通関することが
 確実であることを証する書類

項 目				
(1) 社 名				
(2) 登記簿上の住所 (建物名・階数等明記)				
(3) 実際の営業場所				
(4) 電 話 番 号				
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従 の別	非専従の場合 (兼職先の名称及び兼 職先における役職名)	兼職先の雑豆 の関税割当て の有無
		専・非		有・無
(6) その他の役員		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
(7) 専従の職員数	名			
(8) 雑豆担当の役員 及び職員氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(9) 株 主 構 成 (持株数の順位) (5名を記載)	氏 名	持 株 数	持株数の総株数 に占める比率	企業である場合には、 雑豆の関税割当ての 有・無
			%	有・無
			%	有・無
			%	有・無
			%	有・無
(10) 雑豆の輸入代金 の 決 済 方 法 (①、②、③、④の いずれかに○を を付けること。)	① L/C (開設銀行： 開設依頼人：) ② T/T ③ B/C ④ その他			

(注) 1. 次に掲げる書類を各1部添付すること。

- ① 株式上場会社にあつては直近1カ年の有価証券報告書
 その他の者にあつては登記簿謄本、事務所の不動産登記簿謄本又は賃貸契約書の写し、雑豆を担当する役員及び職員の源泉徴収票の写し、納税申告書の写し(法令に定める添付書類を必ず添付すること。領収書等をもって代用することは認めない。)並びに直近1カ年の決算報告書(付属明細書を必ず添付すること。)
 - ② その他自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証することに参考となる書類
2. (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務の場合であっても非常勤かつ無給の場合は専従とみなす)。
 3. 株式上場会社にあつては(6)の欄は雑豆の輸入の担当役員を記入すること。
 4. 用紙は、A列4判縦長とすること。
 5. (6)については記入欄が足りない場合は別紙に記入してください。

(別記様式第6)

雑豆の輸入通関実績報告書 (年 月分)

農林水産省農産園芸局長 殿

年 月 日
 会 社 名 所
 住 代表者記名押印又は署名

担当者
 電話番号

(単位：トン)

品 目	関税割当数量①	関税割当て (一次税率) による輸入通関数量		二次税率による 輸入通関数量
		当 月	当期の累計②	
小 豆			① - ②	
えんどう				
そ ら 豆				
いんげん豆等				
合 計				

注：1. 沖繩枠にあっては、農林水産省農産園芸局長を沖繩開発庁沖繩総合事務局長とする。

2. 輸入通関数量については、小数点4桁まで記入すること。

3. 用紙は、A列4判横長とすること。

(別記様式 7)

雑豆の輸入・販売実績報告書 (年 月 分)

農林水産省農産園芸局長 殿

年 月 日
住 社 名 所
代表者記名押印又は署名

担当者
電話番号

(単位：トン、千円)

品 目	輸 入				販 売			
	通関年月日	国 名	数 量	金 額 トン当たり CIF価格	販 売 日	販 売 先	数 量	金 額 トン当たり 売 価
小 豆 計						() () ()		
え ん ど う 計						() () ()		
そ ら 豆 計						() () ()		
い ん げ ん 豆 等 計						() () ()		
合 計								

注：1. 販売先欄には、販売先の社名を記載し()内には問屋、製あん業者、商社(輸入業者)、取引所、フライビーエーンズ業者、製パン業者、豆詰業者、煮豆業者、その他の別を記載すること。
 2. 各品目の合計欄の通関年月日、国名、販売先日及び販売先については記入しない。
 3. 沖繩枠にあつては、農林水産省農産園芸局長を沖繩開発庁沖繩総合事務局長とする。
 4. 用紙は、A列4判横長とすること。

12農経C第1110号

関税割当公表第26号

平成12年度下期の豆類（ひよこ豆、緑豆、ひら豆、
大豆及び落花生を除く。）の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条の規定に基づき、豆類
（ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生を除く。以下「雑豆」という。）
の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成12年10月2日

農林水産省

記

第1 割当対象物品、割当数量、通関期限

割当対象物品	割当数量	通関期限
1 一般枠		
小豆	14,600トン	平成13年 3月31日
えんどう	11,600トン	
そら豆	5,900トン	
いんげん豆及びその他の豆 (小豆、えんどう及びそら豆を除く。)	32,500トン	
雑豆計	64,600トン	
2 沖縄枠		
雑豆	1,600トン	平成13年 3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

- 1 一般枠 農林水産省経済局国際部貿易関税課
- 2 沖縄枠 沖縄開発庁沖縄総合事務局農林水産部農産園芸課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省経済局国際部貿易関税課

ただし、沖縄枠に関する証明書の交付については沖縄開発庁沖縄総合事務局農林水産部農産園芸課とする。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 平成12年10月2日（月）から同年10月11日（水）まで
- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

雑豆の販売若しくは輸入を主たる事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人であって、当該物品について自ら輸入（「自ら輸入」とは、<注>に定義するものをいう。以下、本公表において同じ。）をしようとする者で、次のいずれかに該当する者

1 一般枠

平成12年4月3日付け関税割当公表第16号（12農経C第340号）に基づく関税割当てにより雑豆の輸入通関実績を有し、かつ、小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆及びその他の豆（ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生を除く。）を自ら輸入することが、確実であると認められる者であって、農林水産省農産園芸局長（以下「農産園芸局長」という。）が適当と認める者

2 沖縄枠

平成12年4月3日付け関税割当公表第16号（12農経C第340号）に基づく関税割当てにより雑豆の輸入通関実績を有する者であって、雑

豆を自ら輸入（沖縄県内に陸揚げすること。）し、かつ、沖縄県内において消費するために販売することが、確実であると認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 雑豆の輸入通関実績表1通（別記様式第1による）
- 2 雑豆の販売実績・計画書1通（別記様式第2による）
- 3 雑豆を自ら輸入することが確実であることを証する書類1通（別記様式第3による）。ただし、平成12年度上期の関税割当申請時に提出したものに変更がないものについては提出を必要としない。

第7 割当基準

1 一般枠

- ・ 第5の1に該当する申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、関税割当てに基づく雑豆の輸入通関実績、販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

ただし、平成12年4月3日付け関税割当公表第16号（12農経C第340号）の第5の1の・に該当して関税割当てを受けた者に対する割当数量は、1申請者当たり200トンを限度として、申請数量を割り当てる。

- ・ 雑豆の分類毎に割当数量の比率をもって、各者へ割り当てる。

2 沖縄枠

第5の2に該当する申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、関税割当てに基づく雑豆の輸入通関実績、販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

第8 関税割当証明書の発給

- 1 関税割当証明書の発給は、関税割当申請者が雑豆の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報

告をした場合には行わない。

- 2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、売り惜しみや不当な価格引き上げを行った場合並びに第10の5に違反した場合には次回からの割当てを行わないことがある。

第9 報告等

- 1 この関税割当てを受けた者は、各月の輸入の有無に関わらず毎月10日までに輸入通関実績報告書1通（別記様式第4による）及び輸入・販売実績報告書1通（別記様式第5による）を、一般枠については農産園芸局長に、沖縄枠については沖縄開発庁沖縄総合事務局長に提出するものとする。
- 2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、必要に応じその販売状況等の調査を行うこととする。

第10 その他

- 1 申請書の提出部数は2部（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1部とする。
- 2 関税割当申請書の記載要領は、平成7年4月3日付け7農経C第359号による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第3条第2項）
- 4 申請関係書類の提出については、郵送は認めないこととする。
- 5 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を超過した等の事由により当該貨物の輸入をすることができなくなったときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第5条）

- 6 沖縄枠により輸入される貨物は、必ず沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内の消費に向けること。
- 7 沖縄開発庁沖縄総合事務局長は、沖縄枠に係る関税割当申請書及び申請者ごとの申請数量等についての意見を農林水産省経済局長に提出することができる。
- 8 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

<注>「自ら輸入」とは、当該物品の輸入に係る契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名と計算において行うものをいう。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体がその組合員（本公表に基づく申請者の資格を有すると認められる者に限る。）に委託して行う輸入については自ら輸入とみなす。

12農経C第 340号

関税割当公表第18号

平成12年度上期の落花生の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条の規定に基づき、落花生<注1>の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成12年4月3日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量、通関期限

割当対象物品	割当数量<注2>	通関期限
1 一般枠		
(1) バージニア・タイプ	10,000トン	} 平成12年 9月30日
(2) 非バージニア・タイプ	26,600トン	
合 計	36,600トン	
2 沖縄枠		
落花生	900トン	} 平成12年 9月30日

第2 関税割当申請書受付の担当課

- 1 一般枠 農林水産省経済局国際部貿易関税課
- 2 沖縄枠 沖縄開発庁沖縄総合事務局農林水産部農産園芸課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省経済局国際部貿易関税課

ただし、沖縄枠に関する証明書の交付については沖縄開発庁沖縄総合事

務局農林水産部農産園芸課とする。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 平成12年4月3日(月)から同年4月13日(木)まで
- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで
なお、4月13日は午前9時30分から午前10時まで

第5 関税割当申請者の資格

落花生の販売若しくは輸入を主たる事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人であって、当該物品について自ら輸入(「自ら輸入」とは、<注3>に定義するものをいう。以下、本公表において同じ。)をしようとする者で、それぞれの種類毎に次のいずれかに該当するもの

1 一般枠

(1) バージニア・タイプ

ア 平成11年10月1日付け関税割当公表第29号(11農経C第1072号)に基づく関税割当てによりバージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有し、かつ、バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが、確実であると認められる者であって、農林水産省農産園芸局長(以下「農産園芸局長」という。)が適当と認めるもの

イ ア以外の者については、次のすべての条件を満たす者であって、農産園芸局長が適当と認めるもの

(ア) 平成10年及び11年にそれぞれ10万米ドル以上の輸入通関実績(関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。)を有する者又は資本の額が1,000万円以上の会社

(イ) 平成10年及び11年にそれぞれ200トン以上の落花生の国内販売実績<注4>を有する者

(ウ) バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが、確実に
ると認められる者

(2) 非バージニア・タイプ

ア 平成11年10月1日付け関税割当公表第29号（11農経C第1072
号）に基づく関税割当てにより非バージニア・タイプの落花生の輸
入通関実績を有し、かつ、非バージニア・タイプの落花生を自ら輸
入することが、確実にであると認められる者であって、農産園芸局長
が適当と認めるもの

イ ア以外の者については、次のすべての条件を満たす者であって、
農産園芸局長が適当と認めるもの

(ア) 平成10年及び11年にそれぞれ10万米ドル以上の輸入通関実績
（関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限
る。）を有する者又は資本の額が1,000万円以上の会社

(イ) 平成10年及び11年にそれぞれ200トン以上の落花生の国内販
売実績<注4>を有する者

(ウ) 非バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが、確実に
であると認められる者

2 沖縄枠

(1) 平成11年10月1日付け関税割当公表第29号（11農経C第1072
号）に基づく関税割当てにより落花生の輸入通関実績を有する者であ
って、落花生を自ら輸入（沖縄県内に陸揚げすること。）し、かつ、沖
縄県内において消費するために販売することが、確実にであると認めら
れる者

(2) (1)以外の者であって、平成10年及び11年にそれぞれ1万米ドル以上
の輸入実績（関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績

に限る。)を有し、かつ、落花生を自ら輸入（沖縄県内に陸揚げすること。）すること及び沖縄県内において消費するために販売することが、
確実であると認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 第5の1の(1)のア、第5の1の(2)のア及び第5の2の(1)に該当する者は、落花生の輸入通関実績表1通（別記様式第1による）及び落花生の販売実績・計画書1通（別記様式第2による）

2 第5の1の(1)のイ、第5の1の(2)のイ及び第5の2の(2)に該当する者は、輸入通関実績集計表1通（別記様式第3による）及び落花生の販売実績・計画書1通（別記様式第4による）

ただし、資本の額が1,000万円以上の会社（第5の2の(2)に該当する者は除く。）は輸入通関実績集計表の添付を省略することができる。

3 落花生を自ら輸入することが確実であることを証する書類1通（別記様式第5による）

第7 割当基準

1 一般枠

(1) バージニア・タイプ

ア 第5の1の(1)のアに該当する申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第1の1の(1)の割当数量から第7の1の(1)のイにより割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づくバージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

イ 第5の1の(1)のイに該当する申請者に対する割当数量は、240トンの範囲内で1申請者当たり120トンを限度として、申請数量を割り当てる。

ただし、申請数量の合計が240トンを超えた場合は、提出期間終了後すみやかに、予備抽選及び本抽選により順位を定め、上位の者から申請資格を審査した上で割り当てる。

(2) 非バージニア・タイプ

ア 第5の1の(2)のアに該当する申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第1の1の(2)の割当数量から第7の1の(2)のイにより割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づく非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

イ 第5の1の(2)のイに該当する申請者に対する割当数量は、360トンの範囲内で1申請者当たり120トンを限度として、申請数量を割り当てる。ただし、申請数量の合計が360トンを超えた場合は、提出期間終了後すみやかに、予備抽選及び本抽選により順位を定め、上位の者から申請資格を審査した上で割り当てる。

2 沖繩 榨

(1) 第5の2の(1)に該当する申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、900トンから第7の2の(2)により割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づく落花生の輸入通関実績、販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

(2) 第5の2の(2)に該当する申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、輸入通関実績（関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。）、落花生の販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

第8 関税割当証明書の発給

1 関税割当証明書の発給は、関税割当申請者が落花生の関税割当てに関

して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

- 2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、売り惜しみや不当な価格引き上げを行った場合並びに第10の5に違反した場合には次回からの割当てを行わないことがある。

第9 報告等

- 1 この関税割当てを受けた者は、各月の輸入の有無に関わらず毎月10日までに輸入通関実績報告書1通（別記様式第6による）及び輸入・販売実績報告書1通（別記様式第7による）を、一般枠については農産園芸局長に、沖縄枠については沖縄開発庁沖縄総合事務局長に提出するものとする。
- 2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、必要に応じその販売状況等の調査を行うこととする。

第10 その他

- 1 申請書の提出部数は2部（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1部とする。
- 2 関税割当申請書の記載要領は、平成7年4月3日付け7農経C第359号による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第3条第2項）
- 4 申請関係書類の提出については、郵送は認めないこととする。
- 5 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過した等の事由により当該貨物の輸入をすることができなくなったときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（とうもろこ

し等の関税割当制度に関する省令第5条)

6 沖縄枠により輸入される貨物は、必ず沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内の消費に向けること。

7 沖縄開発庁沖縄総合事務局長は、沖縄枠に係る関税割当申請書及び申請者ごとの申請数量等についての意見を農林水産省経済局長に提出することができる。

8 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

<注1> 本公表において落花生とは、注釈がない限り、生落花生のことをいう。

<注2> 本公表による関税割当てはむきみ換算数量により行うこととし、むきみ換算数量は、殻付き数量に0.75を乗じて得た数量とする。

<注3> 「自ら輸入」とは、当該物品の輸入に係る契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名と計算において行うものをいう。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体がその組合員（本公表に基づく申請者の資格を有すると認められるものに限る。）に委託して行う輸入については自ら輸入とみなす。

<注4> 落花生の国内販売実績には、生落花生を購入し、自ら製造した加工品を販売した数量（原料ベース）を含めることができる。

(別記様式第1)

落花生（ ・タイプ）の輸入通関実績表

年 月 日
 会 社 名
 住 所
 代 表 者 名

(単位：トン、千円)

平成11年度下期関税割当てによるもの	平成11年10月～平成12年3月の間の二次税率によるもの		備考
	数量	金額	

- 注：1. 数量については、小数点4桁まで記入すること。
 2. 沖繩枠にあっては、表題の（ ・タイプ）は記入する必要はない。
 3. 用紙はA列4判横長とすること。

(別記様式第2)

落花生 (・タイプ) の販売実績・計画書

年 月 日
会 社 名
住 代 表 者 名

(単位：トン、千円)

第 1 次 販 売			第 2 次 販 売			
販 売 先 名 称	住 所 (電 話)	業 態	平成11年度下期		平成12年度上期	
			数 量	金 額	数 量	金 額
名 称					名 称	業 態
計						

- 注： 1. 関税割当証明書に基づく販売実績及び販売計画を記入すること。
 2. 第2次販売先については、第1次販売先が小売業者又は最終需要者である場合は記載する必要はない。
 3. 「販売先の業態」については、問屋、製造業者、その他の別を記載すること。
 4. 第1次販売先別の国内販売の事実を証する書類 (売買契約書、領収書、納品書等) を添付すること。
 5. 沖繩枠にあつては、表題の (・タイプ) は記入する必要はない。
 6. 用紙は、A列4判横長とすること。

(別記様式第3)

輸入通関実績集計表

日名所名
月社者
年会住代
表

年	品名	税番	通関数量	通関金額	通関年月日
	年計				
	年計				

注：1. 輸入通関実績は、関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。
 2. 中小企業の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体がその組合員に委託して輸入を行う場合には、当該組合員の実績表とともに委託契約書を添付すること。
 3. 10万米ドル（沖繩枠）以上は、1万米ドル以上の輸入通関実績を証する書類（輸入申告書（税関の通関証明を受けた輸入許可通知書を含む）、インボイス等）を添付すること。
 4. 資本金が1,000万円以上を有する者（沖繩枠を除く。）は本表の添付を省略することができる。
 5. 用紙は、A列4判横長とする。

(別記様式第4)

落花生の販売実績・計画書

年 月 日
会 社 名
代 表 者 名

(単位：トン、千円)

販 売 先	平成10年		平成11年		平成12年度上期	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
販 称						
住所(電話)						
業 態						
計						

- 注：1. 販売実績は、国産品・輸入品を問わず全てを記入する。平成12年度上期については、関税割当証明書に基づく販売計画を記入すること。
2. 「販売先の業態」については、問屋、製造業者、その他の別を記載すること。
3. 平成10年及び平成11年に、それぞれ200トン以上の国内販売実績を証する書類（売買契約書、領収書、納品書等）を添付すること。ただし、沖繩枠にあつては、添付の必要はない。
4. 用紙は、A列4判横長とすること。

(別記様式第5)

落花生を自己の名と計算において輸入通関
することが確実であることを証する書類

項 目				
(1) 社 名				
(2) 登記簿上の住所 (建物名・ 階数等明記)				
(3) 実際の営業場所				
(4) 電 話 番 号				
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従 の別	非専従の場合 兼職先の名称及び兼 職先における役職名	兼職先の落花生 の関税割当 の有無
		専・非		有・無
(6) その他の役員		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
(7) 専従の職員数	名			
(8) 落花生担当の役員 及び職員氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(9) 株 主 構 成 (持株数の順位) 5名を記載	氏 名	持 株 数	持株数の総株数 に占める比率	企業である場合には、 落花生の関税割当の 有・無
			%	有・無
			%	有・無
			%	有・無
			%	有・無
			%	有・無
(10) 落花生の輸入代 金の決済方法 (①、②、③、④の いずれかに○を を付けること。	① L/C (開設銀行： 開設依頼人：) ② T/T ③ B/C ④ その他			

(注) 1. 次に掲げる書類を各1部添付すること。

① 株式会社にあつては直近1カ年の有価証券報告書

その他の者にあつては登記簿謄本、事務所の不動産登記簿謄本又は賃貸契約書の写し、落花生を担当する役員及び職員の源泉徴収票の写し、納税申告書の写し(法令に定める添付書類を必ず添付すること。領収書等をもって代用することは認めない。)並びに直近1カ年の決算報告書(付属明細書を必ず添付すること。)

② その他自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証することに参考となる書類

2. (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務の場合であっても非常勤かつ無給の場合は専従とみなす)。

3. 株式会社にあつては(6)の欄は落花生の輸入の担当役員を記入すること。

4. 用紙は、A列4判縦長とすること。

5. (6)については記入欄が足りない場合は別紙に記入してください。

(別記様式第6)

落花生 (・タイプ) の輸入通関実績報告書 (年 月分)
 農林水産省農産園芸局長 殿

年 月 日
 会 社 名 所
 住 代表者記名押印又は署名

担 当 者
 電 話 番 号

(単位：トン)

関税割当数量①	関税割当て (一次税率) による輸入通関数量		二次税率による 輸入通関数量
	当 月	当期の累計② ① - ②	

注：1. 沖繩枠にあっては、表題の (・タイプ) は記入する必要はない。
 2. 沖繩枠にあっては、農林水産省農産園芸局長を沖繩開発庁沖繩総合事務局長とする。
 3. 輸入通関数量については、小数点4桁まで記入すること。
 4. 用紙は、A列4判横長とすること。

(別記様式第7)

落花生 () ・タイプ) の輸入・販売実績報告書 (年 月分)

農林水産省農産園芸局長 殿

年 月 日
 会 社 名 所
 住 代 表 者 記 名 押 印 又 は 署 名

担 当 者
 電 話 番 号

(単位：トン、千円)

輸			入			国			販		売	
通関年月日	国名	数量	金額	トン当たり CIF 価格	販売月日	販売先	数量	金額	トン当たり の売渡価格			
						()						
						()						
						()						

- 注：1. 販売先欄には、販売先の社名を記載し () 内には問屋、製造業者、その他の別を記載すること。
 2. 通関年月日、国名、販売月日及び販売先以外の下欄には合計を記入すること。
 3. 沖繩枠にあっては、表題の () ・タイプ) は記入する必要はない。
 4. 沖繩枠にあっては、農林水産省農産園芸局長を沖繩開発庁沖繩総合事務局長とする。
 5. 用紙は、A列4判横長とすること。

12農経C第1110号

関税割当公表第28号

平成12年度下期の落花生の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条の規定に基づき、落花生<注1>の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成12年10月2日

農林水産省

記

第1 割当対象物品、割当数量、通関期限

割当対象物品	割当数量<注2>	通関期限
1 一般枠		
・ バージニア・タイプ	12,000トン	} 平成13年 3月31日
・ 非バージニア・タイプ	24,600トン	
合計	36,600トン	
2 沖縄枠		
落花生	900トン	} 平成13年 3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

- 1 一般枠 農林水産省経済局国際部貿易関税課
- 2 沖縄枠 沖縄開発庁沖縄総合事務局農林水産部農産園芸課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省経済局国際部貿易関税課

ただし、沖縄枠に関する証明書の交付については沖縄開発庁沖縄総合事

務局農林水産部農産園芸課とする。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 平成12年10月2日（月）から同年10月11日（水）まで
- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

落花生の販売若しくは輸入を主たる事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人であって、当該物品について自ら輸入（「自ら輸入」とは、＜注3＞に定義するものをいう。以下、本公表において同じ。）をしようとする者で、それぞれの種類毎に次のいずれかに該当する者

1 一般枠

- ・ バージニア・タイプ

平成12年4月3日付け関税割当公表第18号（12農経C第340号）に基づく関税割当てによりバージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有し、かつ、バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが、確実であると認められる者であって、農林水産省農産園芸局長（以下「農産園芸局長」という。）が適当と認める者

- ・ 非バージニア・タイプ

平成12年4月3日付け関税割当公表第18号（12農経C第340号）に基づく関税割当てにより非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有し、かつ、非バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが、確実であると認められる者であって、農産園芸局長が適当と認める者

2 沖縄枠

平成12年4月3日付け関税割当公表第18号（12農経C第340号）

に基づく関税割当てにより落花生の輸入通関実績を有する者であって、落花生を自ら輸入（沖縄県内に陸揚げすること。）すること及び沖縄県内において消費するために販売することが、確実であると認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 落花生の輸入通関実績表1通（別記様式第1による）
- 2 落花生の販売実績・計画書1通（別記様式第2による）
- 3 落花生を自ら輸入することが確実であることを証する書類1通（別記様式第3による）。ただし、平成12年度上期の関税割当申請時に提出したものに変更がないものについては提出を必要としない。

第7 割当基準

1 一般枠

・ バージニア・タイプ

第5の1の・に該当する申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、関税割当てに基づくバージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

ただし、平成12年4月3日付け関税割当公表第18号（12農経C第340号）の第5の1の・のイに該当して、関税割当てを受けた者に対する割当数量は、1申請者当たり120トンを限度として、申請数量を割り当てる。

・ 非バージニア・タイプ

第5の1の・に該当する申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、関税割当てに基づく非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

ただし、平成12年4月3日付け関税割当公表第18号（12農経C第340号）の第5の1の・のイに該当して、関税割当てを受けた者に対

する割当数量は、1申請者当たり120トンを限度として、申請数量を割り当てる。

2 沖縄枠

第5の2に該当する申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、関税割当てに基づく落花生の輸入通関実績、販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

第8 関税割当証明書の発給

- 1 関税割当証明書の発給は、関税割当申請者が落花生の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わない。
- 2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、売り惜しみや不当な価格引き上げを行った場合並びに第10の5に違反した場合には次回からの割当てを行わないことがある。

第9 報告等

- 1 この関税割当てを受けた者は、各月の輸入の有無に関わらず毎月10日までに輸入通関実績報告書1通（別記様式第4による）及び輸入・販売実績報告書1通（別記様式第5による）を、一般枠については農産園芸局長に、沖縄枠については沖縄開発庁沖縄総合事務局長に提出するものとする。
- 2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、必要に応じその販売状況等の調査を行うこととする。

第10 その他

- 1 申請書の提出部数は2部（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1部とする。
- 2 関税割当申請書の記載要領は、平成7年4月3日付け7農経C第359

号による。

- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。(とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第3条第2項)
- 4 申請関係書類の提出については、郵送は認めないこととする。
- 5 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過した等の事由により当該貨物の輸入をすることができなくなったときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。(とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第5条)
- 6 沖縄枠により輸入される貨物は、必ず沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内の消費に向けること。
- 7 沖縄開発庁沖縄総合事務局長は、沖縄枠に係る関税割当申請書及び申請者ごとの申請数量等についての意見を農林水産省経済局長に提出することができる。
- 8 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

<注1> 本公表において落花生とは、注釈がない限り、生落花生のことをいう。

<注2> 本公表による関税割当てはむきみ換算数量により行うこととし、むきみ換算数量は、殻付き数量に・75を乗じて得た数量とする。

<注3> 「自ら輸入」とは、当該物品の輸入に係る契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名と計算において行うものをいう。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体がその組合員（本公表に基づく申請者の資格を有すると認められる者に限る。）に委託して行う輸入については自ら輸入とみなす。